

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税賦課事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
いわき市は、個人住民税賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
いわき市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】
公表日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税賦課事務
②事務の内容 ※	【概要】 地方税法に基づき、納税義務者から提出された申告情報、給与支払者・年金保険者から提出された支払報告書を元に個人住民税額を計算し賦課する。 【内容】 ①納税義務者・給与支払者・年金保険者・他自治体等から申告等情報の取得。 ②個人住民税の賦課決定・更正。 ③税額通知(納税義務者、給与支払者、年金保険者等) ④住登外者の課税に伴う他自治体への通知。また、他市課税に伴う資料回送。 ⑤個人住民税に係る減免申請の受理、承認もしくは却下の決定及び通知。 ⑥特別徴収に係る給与支払者等からの申請、届出の受理。 ⑦他自治体との被扶養者等の各税務調査。 ⑧賦課情報に基づき、各種証明書(所得額、課税額証明等)の発行。 ⑨行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)別表第二に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して提供する。 ⑩番号利用法別表第二に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	個人住民税賦課システム
②システムの機能	住記情報を元に、住民税基本台帳データを作成、基本台帳データにより、給与支払報告書・申告の受付を行い、賦課資料を作成。 賦課資料より課税計算を行い、オンライン画面へ表示。 オンラインより随時異動を行い、バッチ処理において賦課、納付書、調定集計表、徴収簿更正データ等を作成。 また、オンラインにより、各種証明書の発行を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 宛名システム等 [] その他 () [○] 庁内連携システム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 税務システム

システム2

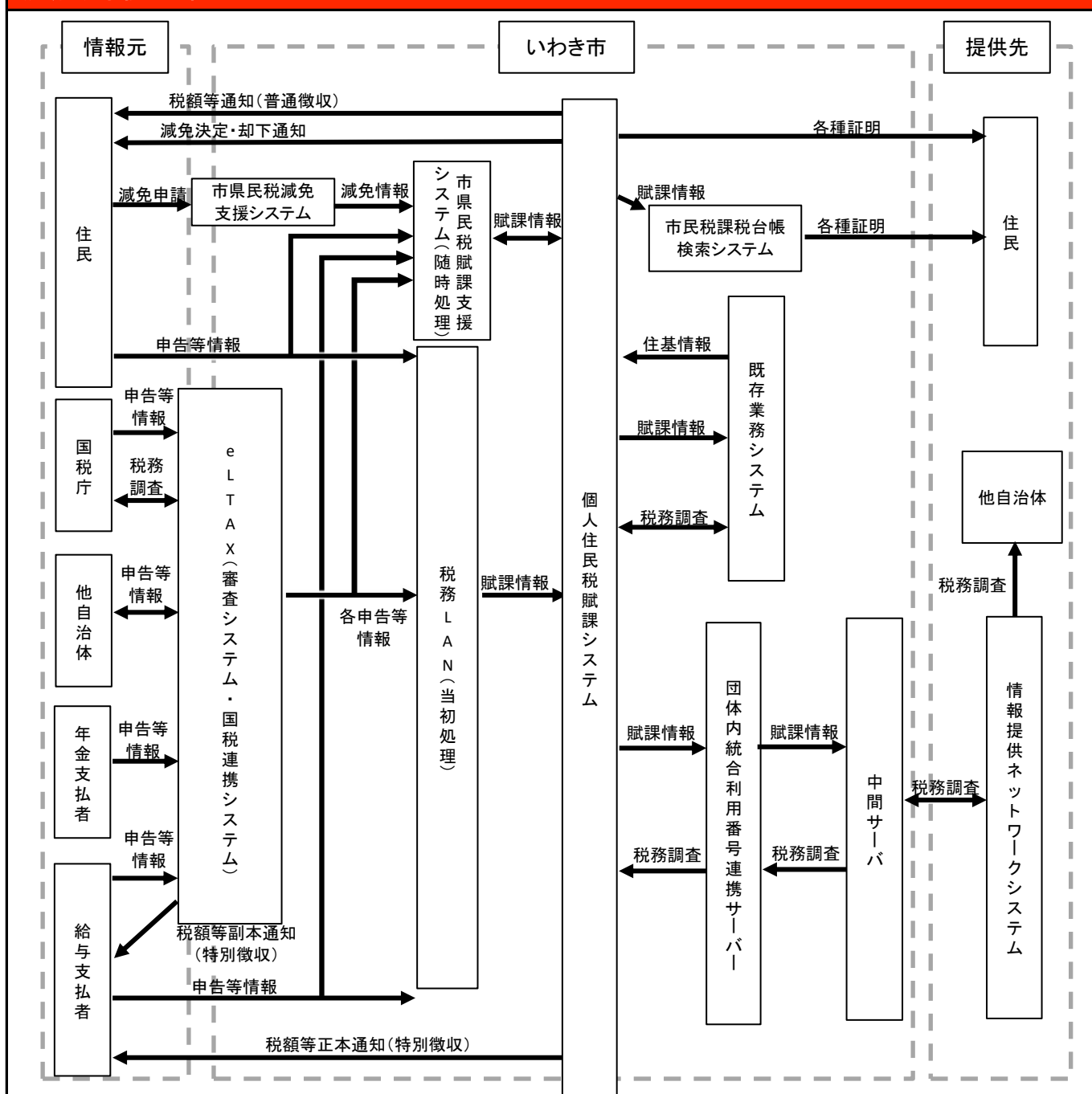
①システムの名称	税務LAN
②システムの機能	住記システムの宛名情報を取り込んだうえ、課税資料の取込・入力・蓄積を行うほか、申告書作成支援機能を用いた申告受付、さらには個人住民税賦課システム引渡し前に所得等合算までを行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] その他 () [] 庁内連携システム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 税務システム

システム3	
①システムの名称	eLTAX(審査システム・国税連携システム)
②システムの機能	納税義務者や税理士等からの申告データ、給与支払者・年金保険者からのデータ、国税連携データ等の送受信を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム4	
①システムの名称	市民税課税台帳検索システム
②システムの機能	個人住民税賦課システムより基本台帳情報、賦課マスタ情報を取り込み、課税台帳の検索・表示を行う。又、個人住民税賦課システム不具合時など非常時等に証明書を発行する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム5	
①システムの名称	市県民税減免支援システム
②システムの機能	市県民税課税台帳検索システムのデータを基に、市県民税の減免額を計算する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

システム6	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	①符号管理機能: 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 ②情報照会機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 ③情報提供機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 ④既存システム接続機能: 中間サーバーと既存システム、番号連携サーバー及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑤情報提供等記録管理機能: 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 ⑥情報提供データベース管理機能: 特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する機能。 ⑦データ送受信機能: 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で、情報照会・情報提供・符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑧セキュリティ管理機能: セキュリティを管理するための機能。 ⑨職員認証・権限管理機能: 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 ⑩システム管理機能: バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管切れの情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム7	
①システムの名称	番号連携サーバー
②システムの機能	①宛名管理機能: 既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバー内の宛名DBに反映を行う。 ②統合宛名番号の付番機能: 個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 ③符号要求機能: 個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。 ④情報提供機能: 各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。 ⑤情報照会機能: 中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (中間サーバー、既存業務システム)
システム8	
①システムの名称	市県民税賦課支援システム
②システムの機能	①賦課にかかる情報を入力し、課税計算を行ったうえで個人住民税賦課システムのDBへ転送を行う。 ②賦課情報の入力履歴の管理を行う。 ③賦課にかかる各種データの出力を行う。 ④個人住民税賦課システムで対応が困難な税制改正等が発生した際に、当システムを改修することで柔軟な対応を可能とする。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	個人住民税の賦課決定において、納税義務者の所得情報・控除情報を正確に把握するため。
②実現が期待されるメリット	正確な所得・控除情報を把握することにより、賦課をより正しく行うことが出来る。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表第一の第16項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第二第27項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第20条 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2の2、31の3、32、33、34、35、36、37、38、39、39の2、40、43、43の3、43の4、44、44の5、45、47、49、49の2、51、53、54、55、58、59、59の2の2、59の2の3、59の3、59条の4)
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政部市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容



(備考)

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市内及び市外在住(いわき市に居住実態のあるもの)の課税対象者及びその扶養親族
その必要性	個人住民税の賦課業務を行う上で、正確な課税対象者の状況を把握する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
その妥当性	・識別情報: 課税対象者特定のため ・連絡先等情報: 対象者の賦課要件・世帯情報確認や納税通知書等の送付先、本人への連絡先等の把握のため ・業務関係情報 ○ 国税関係情報: 対象者の所得税情報に基づく個人住民税の賦課のため ○ 地方税関係情報: 個人住民税の納税通知、各証明書の作成や送付のため ○ 医療関係情報及び介護・高齢者福祉関係情報: 社会保険料控除等確認のため ○ 障害者福祉関係情報: 障害者控除等確認のため ○ 生活保護関係情報: 非課税判定などを行うため ○ 年金関係情報: 年金所得に基づく個人住民税の賦課及び年金特徴税額を決定・通知するため
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	財政部市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 市民協働部市民課、保健福祉部保健福祉課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 国税庁、年金支払者（日本年金機構のみ） ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他市区町村 ） ☐ 民間事業者 （ 給与支払者、年金支払者（日本年金機構を除く） ） ☐ その他 （ ）	
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ ）	
③入手の時期・頻度	☐ 当初賦課決定時に入手 ・申告等情報：1月から当初賦課決定時まで複数回入手 ・生活保護情報：1月に入手 ・住基情報：賦課期日時点の情報を入手 ・年金特別徴収情報：5月に入手 ・寄付金税額控除に係る申告特例通知情報：1月に入手 ☐ 個別的な対応に際して入手 ・申告等情報：新規申告や税額更正に関する申告時に随時入手。 ・宛名情報：住民基本台帳が更新される都度、随時入手 ・住民登録外課税通知情報：随時入手	
④入手に係る妥当性	個人住民税の賦課決定・更正のため、制度上定められた時期・頻度・方法にて申告等情報などの情報を収集している。	
⑤本人への明示	地方税法第45条の2～第45条の3の3、第317条の2～第317条の3の3、番号利用法別表第二第27項により明示している。	
⑥使用目的 ※	課税の根拠となる課税資料を基に納税義務者の特定を行い適正な個人住民税の算出を行うため。	
	変更の妥当性	－
⑦使用の主体	使用部署 ※	財政部市民税課、各税務事務所、税務事務所を有しない各支所、各市民サービスセンター、総務部情報政策課
	使用者数	100人以上500人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	1 個人住民税賦課 納税義務者や給与支払者などから申告等情報を取得し個人住民税賦課を行う。 2 納税通知 納税義務者や特別徴収義務者へ税額を通知する。 3 税証明 賦課情報に基づき、各種証明書（所得額、課税額証明等）を発行する。	
	情報の突合 ※	・課税対象者情報と申請等情報を突合 ・課税対象者情報と生活保護情報を突合（非課税判定）
	情報の統計分析 ※	課税状況の分析のためなどの集計を行うが、特定の個人を判別しうような統計は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	個人住民税の賦課決定・更正
⑨使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件
委託事項1		システム開発運用保守および個人住民税賦課事務
①委託内容		システム開発・運用・保守に関すること、および、個人住民税賦課事務や納税通知書等作成を当市に代行して実施するために必要な範囲で特定個人情報ファイルの取扱いを委託
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	システムの安定した稼働のため専門的な知識を有する民間業者に委託している。また、そのシステムの運用等、専門的なノウハウを有する者が管理することにより、計算ミス等による賦課誤りを防止する。
③委託先における取扱者数		＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		情報開示請求により確認することができる。
⑥委託先名		株式会社FSK
再委託	⑦再委託の有無 ※	＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない [再委託しない]
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項2		課税資料のデータパンチ業務	
①委託内容		紙媒体などの課税資料を基にシステムで利用できる電子データファイルを作成(データパンチ)する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	紙媒体で提出された課税資料(給与支払報告書等)の納税義務者及び被扶養者	
	その妥当性	賦課業務を行うため。(件数が膨大で、繁忙期中に処理が必要であり、職員が作業を行うことが困難なため)	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [☒] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [☐] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		情報開示請求により確認することができる。	
⑥委託先名		株式会社FSK 株式会社東日本計算センター	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☒] 提供を行っている (62) 件 [☐] 移転を行っている (49) 件 [] 行っていない
提供先1	別表第二の第1欄に掲げる者 (別紙【特定個人情報の提供先一覧】参照)
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号 別表第二 各項 (別紙【特定個人情報の提供先一覧】参照)
②提供先における用途	別表第二の第2欄に掲げる事務 (別紙【特定個人情報の提供先一覧】参照)
③提供する情報	個人住民税情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2	給与支払者(行政機関・独立行政法人等、地方公共団体・地方独立行政法人、民間事業者)
①法令上の根拠	番号利用法第19条第1号、地方税法第321条の4
②提供先における用途	給与所得に係る個人住民税について、給与の支払をする際に特別徴収して市区町村に納付する。
③提供する情報	地方税法第321条の4第1項に基づき、給与所得に係る特別徴収税額、住所、氏名等
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給与の支払を受けている納税義務者のうち特別徴収の方法によって徴収する者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [☒] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	特別徴収税額通知 5月
提供先3	他自治体の長(都道府県及び市区町村)
①法令上の根拠	地方税法第294条第3項、地方税法附則第7条第5項及び第12項
②提供先における用途	住登外課税通知・寄附金税額控除に係る申告特例通知書：個人住民税の賦課決定に利用するため
③提供する情報	住登外課税通知：住登外課税とした旨及び住所、氏名等寄附金税額控除に係る申告特例通知書：寄附金額及び住所、氏名等
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住登外課税通知：住登外課税とした者寄附金税額控除に係る申告特例通知書：寄附金税額控除に係る申告の特例の対象となる寄附をした者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [☒] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	住登外課税通知：6月ほか随時 寄附金税額控除に係る申告特例通知書：1月

移転先1		別紙【特定個人情報の移転先一覧】参照	
①法令上の根拠		いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（以下「利用条例」という。）	
②移転先における用途		別紙【特定個人情報の移転先一覧】参照	
③移転する情報		個人住民税情報	
④移転する情報の対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者	
⑥移転方法		[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 （ ）	
⑦時期・頻度		当初賦課決定時又は照会を受けたら都度	
6. 特定個人情報の保管・消去			
①保管場所 ※		<いわき市における措置> 入退館管理をしている建物のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	
②保管期間	期間	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない [6年以上10年未満]	
	その妥当性	文書保存年限に準ずる。	
③消去方法		<いわき市における措置> データについては、システムにて消去する。申請書等の紙媒体については外部業者による溶解処理を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	
7. 備考			

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙のとおり

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・住民からの申告等情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより、本人確認を行い、対象者であることを確認している。 ・情報の入手の際には、所定の様式を利用することにより対象者以外の情報を入手することを防止する。 ・他団体からの申告等情報の入手については、1件ごとに氏名や住所、生年月日などの情報に基づいて課税対象者と合致するか確認している。 ・申告者以外から提出のあった申告等情報について、課税対象情報と合致しないものについては、速やかに他自治体へ資料回送し、保有・保管は行わない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・他団体からの申告等情報の入手については、あらかじめ定められた項目に基づいた書式をやり取りするため、必要な情報以外を入手することはない。 ・申告者からの申告情報の入手については、必要な情報のみを記載する様式とし、必要な情報以外は記載しないようにしているため、必要な情報以外を入手することはない。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・紙媒体による入手は、取扱窓口を限定することで、詐取・奪取が行われないようにしている。 ・eLTAXを利用して入手する際は、利用許可された職員以外が操作出来ないようにしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	申告者からの申告等情報の入手の際には、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・申告者からの申告等情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りに基づき、システム等と照合することにより個人番号の真正性確認を行う。 ・他団体からの申告等情報の入手については、1件ごとに氏名や住所、生年月日などの情報に基づいて課税対象者と合致するか確認している。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じ確認を行い正確性を確保する。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	紙媒体の申告等情報については、本人から直接書面を受け取ることを原則とし、郵送の場合は市役所住所を明記して、当該住所宛てに返送するよう説明する。又事務処理の段階ごとに執務室内に保管場所を定め、漏えい・紛失を防止する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
情報入手において記録媒体を使用する場合は、専用の記録媒体を用いることとし、その際は必ず情報の暗号化を行うこととしている。	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	権限のない者のアクセスを認めない仕組みとする。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	個人住民税賦課事務に関係のない情報を保有しない。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・個人番号を使用する職員等を特定し、個人毎にユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。 ・なりすましを防止するために、共用IDの利用を禁止している。 ・他人に自己のパスワードを使用させ、又は他人のパスワードを使用してはならないこととしている。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・年度当初に、転入者・転出者・退職者等について、IDの登録・廃止を行っている。 ・上記とは別に、年に2回、IDの登録及び削除、また、パスワードの変更を行っている。パスワードの変更は必須であり変更しない場合ログイン不可となる。 ・アクセス権限と事務の対応表を作成する。 ・対応表に基づき、事務に必要なアクセス権限のみを申請しなければならないものとしている。 ・申請に対して、情報政策課長が対応表を確認の上、アクセス権限を付与する。 ・端末毎に利用可能な情報の範囲を限定している。 ・ID及び端末でアクセス制御を行っている。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・ユーザID、端末、並びに、アクセス権限を定期的に確認し、業務上不要となったID、端末、アクセス権限を変更または削除する。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・システムの操作履歴(日時、操作者、操作対象者、操作内容等)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、安全な場所に施錠保管する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・定められた目的以外に端末を利用してはならないこととしている。 ・勤務時間外に端末を利用しようとするときは、利用する日時等について、あらかじめ情報政策課長の承認を受ける必要がある。 ・システムの操作履歴を記録する。 ・特定個人情報を取り扱うにあたり、全職員に対し市情報セキュリティポリシーの遵守を徹底するとともに、新任課長補佐、新規採用職員、臨時職員等へのセキュリティ研修を行うこととしている。 ・他自治体で発生したセキュリティ事案等の情報を定期的に庁内で周知し、情報セキュリティに対する意識の向上を図る。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・個人住民税賦課システムは個人情報等を画面上で登録・修正・表示等する機能のみを有し、データ(ファイル)を端末に出力する機能はない。 ・特定の権限者(ユーザIDが必要)以外は情報の複製することは困難であり、職員は当該権限が付与されていないため情報の複製は行えない。また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、委託先に対し指導する(契約書で事前に市の承認を得ないで情報の複製・複写することを禁止している) ・バックアップログを記録する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
個人住民税賦課システムを利用する際、記録媒体による情報の取り出しは、原則行わないこととしている。情報を取り出す必要がある場合は、所属長の許可を得たうえで、専用の記録媒体を用いる。また、その際は必ず情報の暗号化を行うこととしている。		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	委託先を選定する際に、プライバシーマークの取得、または、ISMS認証の取得を要件とする。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	委託業者に対し、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面による報告を義務付けており、特定個人情報ファイルへのアクセス可能な作業員数を最小限にする。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	アクセスログによる記録を残している。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・契約書において、第三者への特定個人情報の提供を禁止している。 ・定期的に特定個人情報の取り扱い状況について書面にて報告させ、必要があれば当市職員が現地調査することも可能とする。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託元と委託先間との電子データのやりとりは、不可能な場合を除き必ずデータを暗号化し、施錠可能な箱に電子媒体を格納した上で実施することとしている。 ・委託元と委託先間のデータ・出力帳票等のやり取りは、事故等を未然に防ぐことを目的として、受渡簿を作成し、受渡しの確認を行っている。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報を含む全ての個人情報について、次の内容を契約書に定めている。 ・業務委託終了後、業務で使用した個人情報については、返還又は廃棄しなければならない。 ・事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法、処理予定日を書面により申請し、承諾を得なければならない。 ・消去又は廃棄に際し市から立ち合いを求められた場合、応じなければならない。 ・個人情報が記録された媒体を廃棄する場合、物理的な破壊、その他当該個人情報を判読不可能とする措置を講じる必要がある。 ・個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名、内容を記録し、書面により報告しなければならない。	

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容	特定個人情報を含む全ての個人情報について、次の内容を契約書に定めている。 ・施設が可能な保管庫又は施設若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。 ・市が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。 ・個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。 ・事前に市の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。 ・個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。 ・個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。 ・個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。 ・個人情報の紛失、漏洩、改ざん、破損その他の事故(以下「個人情報の漏洩等の事故」という。)を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。 ・作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。 ・個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏洩につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[再委託していない] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	-
その他の措置の内容		-
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・個人住民税賦課システムと庁内システム間の庁内ネットワークを利用した情報の提供・移転は、システムにより制御されており、いつどのシステムからアクセスされたかについてはログに記録している。 ・ネットワークを利用しない、記録媒体を利用した情報の提供・移転の場合には、受渡簿を作成し、確認ができるようにしている。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	他課から情報の提供・移転を求められた場合、既に承認されたものを除き、データ所管課である市民税課の承認が必要である。法令に基づくものか確認し、承認されたものについてのみ、データの提供・移転を行う。データの抽出は、委託事業者が行う。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・個人住民税賦課システムと庁内システム間の庁内ネットワークを利用した情報の提供・移転は、システムにより制御することで、不適切な方法で情報がやり取りされることを防止する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	・個人住民税賦課システムと庁内システム間の庁内ネットワークを利用した情報の提供・移転は、システムにより制御することで、不適切な方法で情報がやり取りされることを防止する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置＞ 番号連携サーバーの職員認証・権限管理機能によりログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。 ＜番号連携サーバー運用における措置＞ 番号連携サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号利用法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置＞ 番号連携サーバーは自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の入手のみを実施するよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置＞ 番号連携サーバーは、照会対象者に付番された正しい個人番号に基づき、団体内統合宛名番号を付番してインターフェースシステムにより処理通番等を入手した上で、情報提供用個人識別符号の取得依頼ができるよう設計されているため、照会対象者の個人番号に基づき正確に情報提供用個人識別符号の紐付けが行われることから、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜番号連携サーバーにおける措置＞ ・慎重な対応が求められる情報については中間サーバーにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛名番号など)または特定個人情報を管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・番号連携サーバーの職員認証・権限管理機能によりログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。 ＜番号連携サーバー運用における措置＞ 番号連携サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ① 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ② 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ③ 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ④ 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 ＜中間サーバー運用における措置＞ 中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限異動等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置＞ ・番号連携サーバーは自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の提供のみを実施するよう設計されるため、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・番号連携サーバーの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な操作端末や情報提供などを抑止する。 ＜番号連携サーバーの運用における措置＞ 番号連携サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	＜番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置＞ 番号連携サーバーは自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の提供のみを実施するよう設計されるため、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置＞

- ・番号連携サーバーの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。
- ・番号連携サーバーは自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されているため、安全性が担保されている。
- ・番号連携サーバーと自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。

＜番号連携サーバーの運用における措置＞

番号連携サーバーの職員認証・権限設定において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

＜中間サーバー運用における措置＞

中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限異動等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<いわき市における措置> ・サーバ室は、入室可能な者を特定し、また、入室の管理を行うため、ICカードによる入退室管理を行っている。 ・落雷等によるデータの滅失等を防止するため、無停電電源装置や自家発電設備を設置している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<いわき市における措置> ・サーバはインターネットから遮断された閉鎖ネットワークに設置している。 ・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 ・ID・パスワードの発行・更新・廃棄の管理、アクセス権限の管理等を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離れた閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やアプリケーション開発事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施している。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人住民税賦課情報は、各種申請情報に基づき、更新、賦課を行った上で、納税義務者に対して税額通知を行うため、古い情報のまま保管され続けることはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・保管期間の過ぎた特定個人情報は、システム上より消去。紙媒体は保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものについて外部業者による溶解処理を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にしている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的なチェック方法	＜いわき市における措置＞ 年に1回担当部署内において、評価書の記載内容通りの運用がなされていることについて、自己点検を行い、運用状況を確認する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分にしている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない
具体的な内容	＜いわき市における措置＞ 組織内に置かれた監査担当により、以下の観点による自己監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない
具体的な方法	＜いわき市における措置＞ ・職員等関係者へ市情報セキュリティポリシー等の研修を行っている。 ・委託業者へ契約内容に個人情報保護に関する定期的な研修実施を明記している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	
3. その他のリスク対策		
＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	情報公開センター【総務部総務課】 〒970-8686 いわき市平字梅本21 他、各支所等にある情報公開コーナーにより請求を受付
②請求方法	市役所本庁舎1階にある情報公開センター、各支所等にある情報公開コーナーへ書面で請求するか、 情報公開センターへ郵送で請求する。
特記事項	個人情報の保護に関する法律第76条に基づき、市役所本庁舎1階にある情報公開センター、又は各支 所等にある情報公開コーナーへ指定様式による書面を提出する。
③手数料等	[有 料] <選択肢> 1) 有 料 2) 無 料 (手数料額、納付方法: 開示手数料は徴収しないが、写しの交付に要する費用は、請求者の負 担となり、現金により納付する。【例: 黒色単色 A3判 10円】)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	個人住民税賦課情報ファイル
公表場所	市役所本庁舎1階にある情報公開センター、各支所等にある情報公開コーナーへ書面で請求するか、 情報公開センターへ郵送で請求する。
⑤法令による特別の手続	-
⑥個人情報ファイル簿への不 記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	いわき市財政部市民税課 970-8686 いわき市平字梅本21番地
②対応方法	問い合わせ受付時に、対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成26年12月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	いわき市市民意見募集制度実施要綱に基づき、パブリックコメントによる意見聴取を実施した。
②実施日・期間	平成26年12月26日から平成27年1月26日まで(32日間) 令和2年10月13日から令和2年11月13日まで(32日間) 令和5年4月5日から令和5年5月8日まで(34日間)
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	なし
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	平成27年2月13日、平成27年5月27日 令和3年2月4日、令和5年6月27日
②方法	いわき市情報公開・個人情報保護審議会により実施
③結果	評価書の記載内容について、概ね問題ないとのことでした承を得た。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月21日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転件数	件数: 19	件数: 37	事前	
平成27年12月21日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先		移転先の追加 (別紙【特定個人情報の移転先一覧】のとおり)	事前	
平成28年4月1日	Ⅰ 7 ② 所属長	市民税課長 新妻 忠規	市民税課長 坂本 秀夫	事後	人事異動に伴うものであるため、重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	Ⅰ 7 ② 所属長	市民税課長 坂本 秀夫	市民税課長 水谷 勇一	事後	
平成31年2月12日	Ⅰ 7 ② 所属長の役職名	市民税課長 水谷 勇一	市民税課長	事後	
平成31年2月12日	Ⅱ 3 ③ 入手の時期・頻度 等		eLTAXの機能改善に伴う変更	事後	
平成31年2月12日	Ⅰ 6 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、6、7、10、12、13、19、20、21、22、23、25、28、31、34、35、36、37、38、40、43、44、47、49、50、51、54、55、58、59条)	番号法第19条第7号 別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24の2、24の3、25、26の3、28、31、31の2、31の3、34、35、36、37、38、39、40、43、43の3、43の4、44、44の2、45、47、49、49の2、50、51、53、54、55、58、59、59の2、59の3条)	事後	
平成31年2月12日	Ⅲ 7 ⑨ 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	
令和2年8月27日	Ⅰ 2 システム8		市民税賦課支援システムの追加	事前	
令和2年8月27日	(別添1) 事務内容		市民税賦課支援システム(随時処理)の追加および当該システムにかかる業務フローの追記	事前	
令和2年11月16日	国民・住民等からの意見の聴取	平成26年12月26日から平成27年1月26日までの32日間	平成26年12月26日から平成27年1月26日まで(32日間) 令和2年10月13日から令和2年11月13日まで(32日間)	事前	
令和3年2月8日	第三者点検	平成27年2月13日、平成27年5月27日	平成27年2月13日、平成27年5月27日 令和3年2月4日	事前	
令和3年6月30日	Ⅰ 1 ② 事務の内容	【概要】 地方税法に基づき、納税義務者から提出された申告情報、給与支払者・年金保険者から提出された支払報告書を元に個人住民税額を計算し賦課する。 【内容】 ① 納税義務者・給与支払者・年金保険者・他自治体等から申告等情報の取得。 ② 個人住民税の賦課決定・更正。 ③ 税額通知(納税義務者、給与支払者、年金保険者等) ④ 住在外者の課税に伴う他自治体への通知。また、他市課税に伴う資料回送。 ⑤ 個人住民税に係る減免申請の受理、承認もしくは却下の決定及び通知。 ⑥ 特別徴収に係る給与支払者等からの申請、届出の受理。 ⑦ 他自治体との被扶養者等の各税務調査。 ⑧ 賦課情報に基づき、各種証明書(所得額、課税額証明書等)の発行。 ⑩ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第二に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して提供する。 ⑪ 番号法別表第二に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。	【概要】 地方税法に基づき、納税義務者から提出された申告情報、給与支払者・年金保険者から提出された支払報告書を元に個人住民税額を計算し賦課する。 【内容】 ① 納税義務者・給与支払者・年金保険者・他自治体等から申告等情報の取得。 ② 個人住民税の賦課決定・更正。 ③ 税額通知(納税義務者、給与支払者、年金保険者等) ④ 住在外者の課税に伴う他自治体への通知。また、他市課税に伴う資料回送。 ⑤ 個人住民税に係る減免申請の受理、承認もしくは却下の決定及び通知。 ⑥ 特別徴収に係る給与支払者等からの申請、届出の受理。 ⑦ 他自治体との被扶養者等の各税務調査。 ⑧ 賦課情報に基づき、各種証明書(所得額、課税額証明書等)の発行。 ⑨ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)別表第二に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して提供する。 ⑩ 番号利用法別表第二に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。	事後	法令の題名等の形式的な変更のため、重要な変更には該当しない
令和3年6月30日	Ⅰ 5 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第16項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	番号利用法第9条第1項 別表第一の第16項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	法令の題名等の形式的な変更のため、重要な変更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月30日	I 6②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24の2、24の3、25、26の3、28、31、31の2、31の3、34、35、36、37、38、39、40、43、43の3、43の4、44、44の2、45、47、49、49の2、50、51、53、54、55、58、59、59の2、59の3条)	番号利用法第19条第8号 別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24の2、24の3、25、26の3、28、31、31の2、31の3、34、35、36、37、38、39、40、43、43の3、43の4、44、44の2、45、47、49、49の2、50、51、53、54、55、58、59、59の2、59の3条)	事後	法令の題名等の形式的な変更のため、重要な変更該当しない
令和3年6月30日	II 3⑤本人への明示	地方税法第45条の2～第45条の3の3、第317条の2～第317条の3の3、番号法別表第二第27項 により明示している。	地方税法第45条の2～第45条の3の3、第317条の2～第317条の3の3、番号利用法別表第二第27項 により明示している。	事後	法令の題名等の形式的な変更のため、重要な変更該当しない
令和3年6月30日	II 5 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 各項 (別紙【特定個人情報の提供先一覧】参照)	番号利用法第19条第8号 別表第二 各項 (別紙【特定個人情報の提供先一覧】参照)	事後	法令の題名等の形式的な変更のため、重要な変更該当しない
令和3年6月30日	II 5 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の4	番号利用法第19条第1号、地方税法第321条の4	事後	法令の題名等の形式的な変更のため、重要な変更該当しない
令和3年6月30日	III 6 リスク1 リスクに対する措置の内容 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞	・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号利用法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事後	法令の題名等の形式的な変更のため、重要な変更該当しない
令和5年7月13日	I 1.①事務の名称	市県民税賦課事務	個人住民税賦課事務	事後	
令和5年7月13日	I 6. ②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号 別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24の2、24の3、25、26の3、28、31、31の2、31の3、34、35、36、37、38、39、40、43、43の3、43の4、44、44の2、45、47、49、49の2、50、51、53、54、55、58、59、59の2、59の3条)	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第二第27項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第20条 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2の2、31の3、32、33、34、35、36、37、38、39、39の2、40、43、43の3、43の4、44、44の5、45、47、49、49の2、51、53、54、55、58、59、59の2の2、59の2の3、59の3、59条の4)	事後	法令の題名等の形式的な変更のため、重要な変更該当しない
令和5年7月13日	II 5. 特定個人情報の提供・移転	【○】提供を行っている(58件)	【○】提供を行っている(62件)	事後	
令和5年7月13日	別紙【特定個人情報の提供先一覧】	提供先 58件	提供先 62件	事後	
令和5年7月13日	II 5. 特定個人情報の提供・移転	【○】提供を行っている(46件)	【○】提供を行っている(49件)	事後	
令和5年7月13日	別紙【特定個人情報の移転先一覧】	移転先 46件	移転先 49件	事後	
令和5年7月13日	II 6. ①保管場所	入退館管理をしている建物のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。	＜いわき市における措置＞ 入退館管理をしている建物のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。 サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月13日	Ⅱ 6. ③ 消去方法	データについては、システムにて消去する。申請書等の紙媒体については外部業者による溶解処理を行う。	＜いわき市における措置＞ データについては、システムにて消去する。申請書等の紙媒体については外部業者による溶解処理を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ① 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ② ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事後	
令和5年7月13日	V 1. ② 特記事項	いわき市個人情報保護条例第15条に基づき、市役所本庁舎1階にある情報公開センター、又は各支所等にある情報公開コーナーへ指定様式による書面を提出する。	個人情報の保護に関する法律第76条に基づき、市役所本庁舎1階にある情報公開センター、又は各支所等にある情報公開コーナーへ指定様式による書面を提出する。	事後	
令和5年7月13日	V 1. ④ 個人情報ファイル名	市民民税情報システム	個人住民税賦課情報ファイル	事後	
令和5年7月13日	VI 2. ① 実施日・期間	平成26年12月26日から平成27年1月26日まで(32日間) 令和2年10月13日から令和2年11月13日まで(32日間)	平成26年12月26日から平成27年1月26日まで(32日間) 令和2年10月13日から令和2年11月13日まで(32日間) 令和5年4月5日から令和5年5月8日まで(34日間)	事後	
令和5年7月13日	VI 3. ① 実施日	平成27年2月13日、平成27年5月27日 令和3年2月4日	平成27年2月13日、平成27年5月27日 令和3年2月4日、令和5年6月27日	事後	
令和5年7月13日	VI 3. ③ 結果	評価書の内容について妥当であると判断されたが、以下の意見が付された。 ・更なる安全管理措置の検討を行い、セキュリティレベルの向上に務めること ・記録媒体の取り扱いには十分留意すること	評価書の記載内容について、概ね問題ないとのことで了承を得た。	事後	
	I 2. システム ① システムの名称	ホスト(個人住民税システム)	個人住民税賦課システム	事前	
	I 2. システム ② システムの機能	住記システムの宛名情報を取り込んだうえ、課税資料の取込・入力・蓄積を行うほか、申告書作成支援機能を用いた申告受付、さらにはホスト(個人住民税システム)引渡し前に所得等合算までを行う。	住記システムの宛名情報を取り込んだうえ、課税資料の取込・入力・蓄積を行うほか、申告書作成支援機能を用いた申告受付、さらには個人住民税賦課システム引渡し前に所得等合算までを行う。	事前	
	I 2. システム ④ システムの機能	ホスト(個人住民税システム)より基本台帳情報、賦課マスタ情報を取込み、課税台帳の検索・表示を行う。 又、ホスト不具合時など非常時等に証明書を発行する。	個人住民税賦課システムより基本台帳情報、賦課マスタ情報を取込み、課税台帳の検索・表示を行う。 又、個人住民税賦課システム不具合時など非常時等に証明書を発行する。	事前	
	I 2. システム ⑧ システムの機能	① 賦課にかかる情報を入力し、課税計算を行ったうえで「ホスト(個人住民税システム)」のDBへ転送を行う。 ② 賦課情報の入力履歴の管理を行う。 ③ 賦課にかかる各種データの出力を行う。 ④ ホストシステムの改修で対応が困難な税制改正等が発生した際に、当システムを改修することで柔軟な対応を可能とする。	① 賦課にかかる情報を入力し、課税計算を行ったうえで個人住民税賦課システムのDBへ転送を行う。 ② 賦課情報の入力履歴の管理を行う。 ③ 賦課にかかる各種データの出力を行う。 ④ 個人住民税賦課システムで対応が困難な税制改正等が発生した際に、当システムを改修することで柔軟な対応を可能とする。	事前	
	(別添1) 事務内容	ホスト(個人住民税システム)	個人住民税賦課システム	事前	
	Ⅱ 6. ① 保管場所	※右の内容を末尾に追記	(略) ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ① サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ② 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 6. ③消去方法	※右の内容を末尾に追記	(略) <ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	
	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目		システム変更に伴い項目名等を更新	事前	
	Ⅲ 3. リスク4 リスクに対する措置の内容	・個人住民税システムは個人情報等を画面上で登録・修正・表示等する機能のみを有し、データ(ファイル)を端末に出力する機能はない。 ・特定の権限者(ユーザIDが必要)以外は情報の複製をすることは困難であり、職員は当該権限が付与されていないため情報の複製は行えない。また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、委託先に対し指導する(契約書で事前に市の承認を得ないで情報の複製・複写することを禁止している) ・バックアップログを記録する。	・個人住民税賦課システムは個人情報等を画面上で登録・修正・表示等する機能のみを有し、データ(ファイル)を端末に出力する機能はない。 ・特定の権限者(ユーザIDが必要)以外は情報の複製をすることは困難であり、職員は当該権限が付与されていないため情報の複製は行えない。また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、委託先に対し指導する(契約書で事前に市の承認を得ないで情報の複製・複写することを禁止している) ・バックアップログを記録する。	事前	
	Ⅲ 3. 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	個人住民税システムを利用する際、記録媒体による情報の取り出しは、原則行わないこととしている。情報を取り出す必要がある場合は、所属長の許可を得たうえで、専用の記録媒体を用いる。また、その際は必ず情報の暗号化を行うこととしている。	個人住民税賦課システムを利用する際、記録媒体による情報の取り出しは、原則行わないこととしている。情報を取り出す必要がある場合は、所属長の許可を得たうえで、専用の記録媒体を用いる。また、その際は必ず情報の暗号化を行うこととしている。	事前	
	Ⅲ 5. リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	・個人住民税システムと庁内システム間の庁内ネットワークを利用した情報の提供・移転は、システムにより制御されており、いつどのシステムからアクセスされたかについてはログに記録している。 (略)	・個人住民税賦課システムと庁内システム間の庁内ネットワークを利用した情報の提供・移転は、システムにより制御されており、いつどのシステムからアクセスされたかについてはログに記録している。 (略)	事前	
	Ⅲ 5. リスク2 リスクに対する措置の内容	・個人住民税システムと庁内システム間の庁内ネットワークを利用した情報の提供・移転は、システムにより制御することで、不適切な方法で情報がやり取りされることを防止する。	・個人住民税賦課システムと庁内システム間の庁内ネットワークを利用した情報の提供・移転は、システムにより制御することで、不適切な方法で情報がやり取りされることを防止する。	事前	
	Ⅲ 5. リスク3 リスクに対する措置の内容	・個人住民税システムと庁内システム間の庁内ネットワークを利用した情報の提供・移転は、システムにより制御することで、不適切な方法で情報がやり取りされることを防止する。	・個人住民税賦課システムと庁内システム間の庁内ネットワークを利用した情報の提供・移転は、システムにより制御することで、不適切な方法で情報がやり取りされることを防止する。	事前	
	Ⅲ 7. リスク1⑤具体的な対策の内容	※右の内容を末尾に追記	(略) <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ7. リスク1⑥具体的な対策の内容	※右の内容を末尾に追記	(略) ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やアプリケーション開発事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	
	Ⅲ7. リスク2 リスクに対する措置の内容	・個人市民税賦課情報は、各種申請情報に基づき、更新、賦課を行った上で、納税義務者に対して税額通知を行うため、古い情報のまま保管され続けることはない。	・個人市民税賦課情報は、各種申請情報に基づき、更新、賦課を行った上で、納税義務者に対して税額通知を行うため、古い情報のまま保管され続けることはない。	事前	
	Ⅲ7. リスク3 消去手順 手順の内容	※右の内容を末尾に追記	(略) ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	
	Ⅳ3. その他のリスク対策	※右の内容を末尾に追記	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	

No.	提供先	法令上根拠	提供先における用途
		番号利用法第19条 第8号 別表第二	
1	厚生労働大臣	1項	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	2項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	3項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	4項	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	全国健康保険協会	6項	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	都道府県知事	8項	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	都道府県知事	9項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	市町村長	11項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	都道府県知事又は市町村長	16項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	市町村長	18項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	市町村長	20項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	都道府県知事	23項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	都道府県知事等	26項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	市町村長	27項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	都道府県知事	28項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	厚生労働大臣又は共済組合等	29項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	社会福祉協議会	30項	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	31項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	日本私立学校振興・共済事業団	34項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	厚生労働大臣又は共済組合等	35項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	37項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	38項	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの

No.	提供先	法令上根拠	提供先における用途
		番号利用法第19条 第8号 別表第二	
23	国家公務員共済組合	39項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	国家公務員共済組合連合会	40項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
25	市町村長又は国民健康保険組合	42項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
26	厚生労働大臣	48項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	市町村長	53項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税関係情報、住民票関係事務又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
28	宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	54項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
29	都道府県知事等	57項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
30	地方公務員共済組合	58項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
31	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	59項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
32	市町村長	61項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
33	市町村長	62項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
34	都道府県知事	63項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
35	都道府県知事又は市町村長	64項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
36	都道府県知事等	65項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
37	厚生労働大臣又は都道府県知事	66項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
38	都道府県知事等	67項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
39	市町村長	70項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
40	厚生労働大臣又は都道府県知事	71項	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
41	市町村長（児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。）	74項	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
42	後期高齢者医療広域連合	80項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
43	厚生労働大臣	84項	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
44	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	85の2項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの

No.	提供先	法令上根拠	提供先における用途
		番号利用法第19条 第8号 別表第二	
45	都道府県知事等	87項	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
46	厚生労働大臣	91項	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
47	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	92項	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
48	市町村長	94項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
49	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	97項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
50	厚生労働大臣	101項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
51	農林漁業団体職員共済組合	102項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
52	独立行政法人農業者年金基金	103項	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
53	独立行政法人日本学生支援機構	106項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの
54	厚生労働大臣	107項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
55	都道府県知事又は市町村長	108項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
56	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	113項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
57	厚生労働大臣	114項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
58	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	115項	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
59	市町村長	116項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
60	厚生労働大臣	117項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
61	都道府県知事	120項	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
62	市町村長	121項	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの

法による事務

移転先	利用条例 項番	移転先における用途
保健福祉課	1	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務
こども家庭課	2	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費に関する事務
障がい福祉課	3	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務
こども家庭課	4	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務
こども支援課	5	児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務
こども支援課	6	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務
こども家庭課	7	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務
子ども家庭課	8	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
障がい福祉課	9	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務
こども家庭課	10	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付に関する事務
こども家庭課	11	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務
介護保険課	12	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務
障がい福祉課	13	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務
保健福祉課	14	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務
国保年金課	15	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
介護保険課	16	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
国保年金課	17	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給若しくは保険料の納付に関する処分の届出又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務
こども家庭課	18	母子保健法による費用の徴収に関する事務
国保年金課	19	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
保健所総務課	20	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療の法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務
保健所総務課	21	予防接種法による予防接種の実施に関する事務
住宅営繕課	22	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務
住宅営繕課	23	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務
住宅営繕課	24	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による特定優良賃貸住宅の管理に関する事務
国保年金課	25	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務

法によらない事務

移転先	利用条例 項番	移転先における用途
保健福祉課	1	いわき市乳幼児医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務
保健福祉課	2	いわき市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務
障がい福祉課	3	いわき市重度心身障害者福祉金支給条例による福祉金の支給に関する事務
障がい福祉課	4	いわき市重度心身障害児童福祉金支給条例による福祉金の支給に関する事務
保健福祉課	5	いわき市重度心身障害者医療費の給付に関する条例による医療費の給付に関する事務
障がい福祉課	6	いわき市身体障害者奨学資金支給条例による奨学資金の支給に関する事務
こども家庭課	7	いわき市父子、母子福祉手当支給条例による手当の支給に関する事務
こども家庭課	8	いわき市父子、母子等奨学資金支給条例による奨学資金の支給に関する事務
保健福祉課	9	いわき市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務
住宅営繕課	10	いわき市市営住宅管理条例による市営住宅（公営住宅法及び住宅地区改良法によるものを除く。）の管理に関する事務
介護保険課	11	老人日常生活用具給付事業による日常生活用具の給付に関する事務
介護保険課	12	緊急通報システム運営事業による緊急通報装置の貸与に関する事務
障がい福祉課	12	緊急通報システム運営事業による緊急通報装置の貸与に関する事務
障がい福祉課	13	心身障害者扶養共済制度掛金助成事業による掛金の助成に関する事務
障がい福祉課	14	重度心身障害者交通費助成事業による交通費の助成に関する事務
障がい福祉課	15	重度身体障害者福祉電話貸与事業による電話等の貸与に関する事務
介護保険課	16	高齢者等住宅リフォーム給付事業による住宅の改良に係る給付に関する事務
障がい福祉課	16	高齢者等住宅リフォーム給付事業による住宅の改良に係る給付に関する事務
障がい福祉課	17	グループホーム家賃補助金交付事業による補助金の交付に関する事務
障がい福祉課	18	人工透析通院患者通院交通費助成事業による交通費の助成に関する事務
こども家庭課	19	特定不妊治療費助成事業による不妊治療に要する費用の助成に関する事務
介護保険課	20	家族介護用品給付事業による介護用品の給付に関する事務
こども家庭課	21	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業による生活用具の給付に関する事務
保健福祉課	22	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置による外国人の保護に関する事務

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目					
NO	項目名	NO	項目名	NO	項目名
1	主キー	66	市民番号	131	予備3
2	市民番号	67	異動回数	132	申告書送付区分
3	副次キー1	68	特普区分	133	公示送達区分
4	市県民税世帯番号	69	最新フラグ	134	通知書区分
5	別世帯区分	70	徴収場所最新フラグ	135	国税コード(所得税コード)
6	続柄	71	資料番号	136	非課コード
7	副次キー2	72	地区コード	137	賦課事由コード
8	氏名カナ	73	台帳真番号	138	主たる所得
9	副次キー3	74	特徴事業所キー	139	コード1
10	資料番号	75	指定番号	140	コード2
11	地区コード	76	一連番号	141	所得税一入力
12	台帳真番号	77	普徴事業所キー	142	所得税一電算
13	副次キー4	78	指定番号	143	所得税一基準
14	生年月日	79	一連番号	144	居住年月日
15	性別	80	受給者番号	145	元
16	旧資料番号	81	所属コード	146	年
17	地区コード	82	生年月日	147	月
18	台帳真番号	83	性別	148	所得金額・特別控除エリア
19	住記世帯番号	84	氏名カナ	149	総合グループ
20	1月1日住所	85	死亡フラグ	150	営業
21	郵便番号	86	最終資料種別コード	151	農業
22	郵便番号再定義	87	賦課期日	152	不動産
23	郵便番号(7桁対応)	88	マイナンバー(個人)	153	利子
24	郵便番号予備	89	マイナンバー(事業所)	154	配当
25	市内外区分	90	2.9.4通知受領エリア	155	証券投資信託一外貨建等以外
26	市内住所コード	91	市町村CD	156	証券投資信託一外貨建等
27	地区コード	92	チェックディジット	157	給与収入
28	町名コード	93	F I L L E R	158	専従者給与収入
29	字名コード	94	異動情報	159	特定給与
30	例外コード	95	異動事由コード	160	給与所得
31	表示区分	96	コード1	161	年金収入
32	例外本番地	97	コード2	162	年金雑所得
33	本番地コード	98	済開始期/月別	163	その他雑
34	枝番地コード	99	済期/月	164	雑所得
35	住所漢字	100	開始期/月	165	一時
36	電話番号	101	済額	166	一時一特別控除
37	氏名漢字	102	更新日時	167	総合譲渡短期
38	扶養否認	103	更新年月日	168	総合譲渡短期一特別控除
39	次年度用申告区分	104	更新時間	169	総合譲渡長期
40	市申	105	相手済期/月	170	総合譲渡長期一特別控除
41	農業	106	両年度区分	171	予備1
42	確定青色	107	強制修正フラグ	172	予備2
43	確定白色	108	遡及フラグ	173	予備3
44	専従者	109	異動区分	174	分離グループ
45	併徴	110	区分1	175	特定公社債利子所得
46	未申告	111	区分2	176	上場株式
47	生活保護	112	期割区分	177	分離短期(一般)
48	予備1	113	納通発行内容	178	分離短期(一般)一特別控除
49	予備2	114	フラグ	179	分離短期(軽減)
50	予備3	115	年月日	180	分離短期(軽減)一特別控除
51	所得フラグ(前年度・)	116	特徴転勤履歴	181	分離長期(一般)
52	営業	117	指定番号	182	分離長期(一般)一特別控除
53	農業	118	一連番号	183	分離長期(優住)
54	その他事業	119	更正年月日	184	非上場株式(株式)
55	不動産	120	申告区分	185	肉用牛の農業所得
56	予備	121	市申	186	分離長期(居住)
57	配偶者市民番号	122	農業	187	分離長期(居住)一特別控除
58	扶養者市民番号	123	青色	188	山林
59	扶養者人数	124	白色	189	山林一特別控除
60	専従者指定番号	125	専従	190	山林収用
61	死亡フラグ	126	併徴	191	山林収用一特別控除
62	旧市県民税世帯番号	127	未申告	192	商品先物取引
63	課税すべき年度	128	生活保護	193	分離配当所得
64	課税年度	129	予備1	194	一般公社債譲渡所得
65	副次キー	130	予備2	195	特定公社債譲渡所得

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目					
NO	項目名	NO	項目名	NO	項目名
196	予備 4	261	雑損失控除グループ	326	住宅取得一入力
197	予備 5	262	雑損失	327	新介護保険料支払額
198	予備 6	263	特例雑損失	328	所得税控除額ー予備 1
199	その他グループ	264	特例条文	329	所得税控除額ー予備 2
200	免税	265	所得コード	330	所得税控除額ー予備 3
201	非課税グループ	266	特別控除額	331	繰越損失控除エリア
202	非課税所得コード	267	専従者	332	上場株式
203	非課税所得	268	区分	333	商品先物
204	予備 7	269	配偶者	334	配当株繰
205	予備 8	270	その他	335	特定公社債譲渡繰越損失
206	外国税額控除グループ	271	控除額	336	予備 1
207	国税（所得税）	272	控除エリア	337	予備 2
208	市税	273	人的控除	338	予備 3
209	県税	274	同一生計配偶者	339	住民税控除額エリア
210	入力フラグ	275	扶養	340	雑損
211	営業	276	特定	341	医療費
212	農業	277	同居老人	342	社会保険
213	不動産	278	老人	343	小規模企業共済掛金
214	利子	279	その他	344	未使用（募金）
215	配当	280	同居特別障害	345	生命保険
216	外貨建等以外	281	特別障害	346	地震保険（旧：損害保険）
217	外貨建等	282	普通障害	347	寡フ
218	給与収入	283	扶養一年少扶養	348	勤労学生
219	専従者給与収入	284	扶養ー予備 1	349	障害者
220	特定給与	285	扶養ー予備 2	350	同居特別障害割増
221	年金収入	286	扶養ー予備 3	351	配偶者
222	雑	287	扶養ー予備 4	352	配偶者特別
223	総合短期	288	本人欄	353	扶養
224	総合長期	289	障害	354	未使用（住宅取得）
225	一時	290	寡フ	355	基礎控除
226	分離短期（一般）	291	勤労学生	356	住民税控除額ー予備 1
227	分離短期（軽減）	292	未成年	357	住民税控除額ー予備 2
228	分離長期（一般）	293	家屋敷課税	358	住民税控除額ー予備 3
229	分離長期（優待）	294	被扶養	359	合計
230	商品先物取引（分長特定）	295	調査	360	新一住宅借入金控除グループ
231	分離長期（居住）	296	外人	361	新一住宅借入金控除ー市
232	山林	297	本人ー予備 1	362	新一住宅借入金控除ー県
233	山林収用	298	本人ー予備 2	363	ふるさと寄附
234	特定公社債利子所得	299	本人ー予備 3	364	ふるさと寄附ー自治体
235	上場株式	300	本人ー予備 4	365	市
236	非上場株式	301	控除金額区分	366	県
237	肉用牛の農業所得	302	雑損	367	ふるさと寄附ーその他
238	免税	303	医療費	368	市
239	非課税	304	未使用（募金）	369	県
240	外国税額控除（国）	305	配偶者特別控除	370	ふるさと寄附ー特例
241	外国税額控除（市）	306	未使用（生命保険）	371	市
242	外国税額控除（県）	307	未使用（損害保険）	372	県
243	住宅借入金控除（市）	308	金額区分ー予備 1	373	税額控除ー予備 1
244	住宅借入金控除（県）	309	金額区分ー予備 2	374	市
245	分離配当所得	310	金額区分ー予備 3	375	県
246	新一住宅借入金控除（市）	311	所得税控除額エリア	376	税額控除ー予備 2
247	新一住宅借入金控除（県）	312	雑損一入力	377	市
248	一般公社債譲渡所得	313	医療費一入力	378	県
249	特定公社債譲渡所得	314	新生命保険料支払額	379	税額控除ー予備 3
250	予備 1	315	配偶者特別一入力	380	市
251	予備 2	316	配偶者特別一電算	381	県
252	予備 3	317	配偶者特別一所得	382	予備
253	予備 4	318	生命保険一入力	383	証明用所得
254	予備 5	319	旧個人年金料支払額	384	給与所得
255	予備 6	320	生命保険一電算	385	合計所得
256	予備 7	321	旧生命保険料支払額	386	課税用所得
257	予備 8	322	長期損害保険一入力	387	給与収入
258	純損失	323	地震保険一入力	388	給与所得
259	純損失コード	324	新個人年金料支払額	389	総所得
260	純損失額	325	寄附金一入力	390	繰越損失前

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目					
NO	項目名	NO	項目名	NO	項目名
391	繰越損失後	456	特定公社債利子所得	521	県所得割
392	合計所得	457	市	522	県均等割
393	繰越損失前	458	県	523	合計
394	繰越損失後	459	商品先物取引	524	過年度既税額
395	総所得等	460	市	525	市所得割
396	調整控除－人的控除の差額	461	県	526	市均等割
397	調整控除用差額計	462	上場株式	527	県所得割
398	調整控除用減額区分	463	市	528	県均等割
399	調整控除額エリア	464	県	529	合計
400	調整控除－市	465	合計	530	過年度調定税額
401	調整控除－県	466	市	531	市所得割
402	調整控除－合計	467	県	532	市均等割
403	併徴者の特徴分調整控除額エリア	468	分離配当	533	県所得割
404	併徴者－調整控除－市	469	市	534	県均等割
405	併徴者－調整控除－県	470	県	535	合計
406	併徴者－調整控除－合計	471	一般公社債譲渡	536	特徴納付済額
407	F I L L E R	472	市	537	市所得割
408	課税標準額	473	県	538	市均等割
409	総所得	474	特定公社債譲渡所得	539	県所得割
410	分離短期（一般）	475	市	540	県均等割
411	分離短期（軽減）	476	県	541	合計
412	分離長期（一般）	477	予備 1	542	普徴納付済額
413	分離長期（優住）	478	市	543	市所得割
414	肉用牛の農業所得	479	県	544	市均等割
415	分離長期（居住）	480	予備 2	545	県所得割
416	特定公社債利子所得	481	市	546	県均等割
417	山林	482	県	547	合計
418	非上場株式	483	予備 3	548	差引納付額
419	商品先物取引	484	市	549	市所得割
420	上場株式	485	県	550	市均等割
421	分離配当	486	F I L L E R	551	県所得割
422	一般公社債譲渡所得	487	配当控除	552	県均等割
423	特定公社債譲渡所得	488	市	553	合計
424	予備 1	489	県	554	差引残額
425	予備 2	490	所得割調整額	555	特徴月割額テーブル
426	予備 3	491	市	556	月割額
427	F I L L E R	492	県	557	特徴義務者履歴テーブル
428	算出税額	493	税額控除後（端数有）	558	義務者履歴
429	総所得	494	市	559	普徴期割額テーブル
430	市	495	県	560	期割額
431	県	496	調整控除後税額（端数有）	561	納期変更フラグテーブル
432	分離短期（一般）	497	市所得割	562	納期変更フラグ
433	市	498	県所得割	563	税率パラメータ
434	県	499	減免税額	564	市
435	分離短期（軽減）	500	市所得割	565	税率
436	市	501	市均等割	566	控除
437	県	502	県所得割	567	県
438	分離長期（一般）	503	県均等割	568	税率
439	市	504	合計	569	控除
440	県	505	F I L L E R	570	F I L L E R
441	分離長期（優住）	506	年税額	571	配当・株式譲渡割額
442	市	507	市所得割	572	配当割額
443	県	508	市均等割	573	株譲渡割額
444	肉用牛の農業所得	509	県所得割	574	配当・株式譲渡割控除額
445	市	510	県均等割	575	配当・株式譲渡割控除額－市
446	県	511	合計	576	配当・株式譲渡割控除額－県
447	分離長期（居住）	512	併徴者特徴税額	577	還付額
448	市	513	市所得割	578	還付額－市所得割
449	県	514	市均等割	579	還付額－県所得割
450	非上場株式	515	県所得割	580	年金特徴関係エリア
451	市	516	県均等割	581	年金特徴フラグ
452	県	517	合計	582	年金該当フラグ
453	山林	518	調定税額	583	年金特徴対象フラグ
454	市	519	市所得割	584	年金特徴天引フラグ
455	県	520	市均等割	585	年金特徴判定結果フラグ

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

NO	項目名	NO	項目名
586	転出者フラグ	651	市所得割
587	新規継続者判定フラグ	652	市均等割
588	全特フラグ	653	県所得割
589	普切・特切フラグ	654	県均等割
590	特別徴収開始年月	655	合計
591	年	656	年金特徴差引額
592	月	657	市所得割
593	特別徴収停止年月	658	市均等割
594	年	659	県所得割
595	月	660	県均等割
596	特別徴収停止理由	661	合計
597	済期／月別	662	年金特徴納付済額
598	済期／月	663	市所得割
599	済額	664	市均等割
600	社会保険庁情報	665	県所得割
601	年金マスタ整理番号	666	県均等割
602	特別徴収義務者コード	667	合計
603	年金保険者用整理番号1	668	年金特徴月割額テーブル
604	年金コード	669	月割額
605	年金保険者用整理番号2	670	年金特徴依頼額テーブル
606	特別徴収対象額	671	依頼額
607	年金分合計所得等	672	翌年度仮算定エリア
608	年金分一証明用一合計所得	673	翌年度仮算定額
609	年金分一課税用一総所得	674	年金特徴内普徴期割額テーブル
610	年金分一総所得一繰越損失前	675	期割額
611	年金分一総所得一繰越損失後	676	年金特徴扶養者数
612	年金分一課税用一合計所得	677	F I L L E R
613	年金分一合計所得一繰越損失前	678	代納者コード
614	年金分一合計所得一繰越損失後	679	口座受付番号
615	年金分一課税用一総所得等	680	納税組合番号
616	年金分所得控除合計	681	F I L L E R
617	年金分調整控除エリア	682	F I L L E R
618	年金分調整控除一市		
619	年金分調整控除一県		
620	年金分調整控除一合計		
621	年金特徴用一課税標準額		
622	年金分課税標準額		
623	特徴分課税標準額		
624	年金特徴課税標準額計算		
625	年金特徴用一算出税額		
626	算出税額一年金		
627	市		
628	県		
629	算出税額一特徴		
630	市		
631	県		
632	年金特徴年税額		
633	市所得割		
634	市均等割		
635	県所得割		
636	県均等割		
637	合計		
638	年金特徴仮算定額		
639	市所得割		
640	市均等割		
641	県所得割		
642	県均等割		
643	合計		
644	年金特徴本算定額		
645	市所得割		
646	市均等割		
647	県所得割		
648	県均等割		
649	合計		
650	年金特徴内普徴額		